

# 地方からの提案個票

## ＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲（1件）	1～9
55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（7件）	10～30
56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲（3件）	31～39
57	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（1件）	40～43
12	介護保険事業に係る規制緩和（2件）	44～52
49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲（1件）	53～57
15	社会医療法人の認定要件緩和（2件）	58～62
51	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲（6件）	63～86
21	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和（1件）	87～92

※提案募集検討専門部会における議論等を踏まえて各府省第2次回答の内容が変更されることがあり得る。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

重点事項通番: 40

管理番号	745	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲				
提案団体	東京都				
制度の所管・関係府省	内閣府(消費者庁)				

## 求める措置の具体的内容

消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現在の制度】

平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。

### 【制度改正の必要性】

現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。

例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。

そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。

また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。

これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。

## 根拠法令等

消費者安全法第40条、第44条、第45条  
消費者安全法施行令第9条

**【勧告・命令に係る並行権限の付与について】**

消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

(詳細は別紙)

**【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】**

消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

(詳細は別紙)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

**【勧告・命令に係る並行権限の付与について】**

都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すきま事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することとなり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。さらに、事業者が所在不明になること等により、勧告・命令等にまで至らないことが懸念される。

よって、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応が可能となるよう、権限移譲について引き続き、検討されたい。

**【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】**

被害が発生している地方公共団体が立入調査・報告徴収することができず、事業者の所在地ではありながら、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。

勧告・命令に係る権限が移譲された際には、区域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移譲について検討されたい。

## 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止に係る事業者への対応について、迅速な対応がとれるよう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国市長会】**

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な知見やノウハウの蓄積が不十分である現状では、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意欲のある自治体に権限を移譲することが、消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 「管理番号 745 消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲」に係る解答欄記載上の留意点

### 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

地方公共団体は、条例により（消費者安全法に基づく措置権限の付与を受けなくても）、商品又はサービスが消費者の財産に被害を及ぼすと考えられる場合に、当該商品又はサービスを供給する事業者名等の公表や、当該商品又はサービスの供給の中止等の勧告等の措置を講じることができると考えられる。（本要望の提案主体である東京都においても、東京都消費生活条例に、「知事は、商品又はサービスがその欠陥により消費者の健康を損ない、若しくは損なうこととなり、又は身体に危害を発生させ、若しくは発生させることとなると認定したときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、その製造若しくは販売又は提供を中止すること、製造又は提供の方法を改善することその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。」（第 12 条）という規定を設けているところ、財産被害に係る事案について、同様の規定を設けることは禁止されていないと考えられる。（他の地方公共団体において規定例が存在すると認識。）

また、消費者安全法第 44 条においては、都道府県が消費者庁に対して消費者安全法に基づく具体的な措置の実施を要請することができる旨規定されている。本条は地方の知見を国の施策に反映するために設けられたものであり、地方公共団体が勧告・命令を直接行わずとも、本条の規定を活用することにより、地方公共団体の発意に基づく措置を行うことは可能である。しかし、本条に基づく措置要請の実績はまだ「ゼロ」という状況にある。

現行の消費者安全法に基づく勧告・命令については、同法第 12 条の規定により消費者事故等の情報が消費者庁に一元的に集約されることを受けて、内閣総理大臣が国の事務として一元的に行使用することとされているところであり、権限の移譲の必要性の検討に当たっては、まずは消費者安全法第 44 条に基づく措置要請における対応の状況を考慮する必要があると考えられる。

消費者安全法の勧告・命令は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く、いわゆる「隙間事案」であることが要件であり、当該判断のためには、事業者と消費者との取引内容を個別事案ごとに調査し、他の法律の規定に基づく措置の有無について、関係する可能性があると考えられる法律の所管庁への確認が必要となる。地方公共団体が、同法に基づく多数消費者財産被害事態に係る勧告・命令を実施することとする場合には、地方公共団体において、事案ごとに関係する可能性がある法律の所管庁への確認を行うことが必要となる。

命令については、事業者に対する影響の重大性にかんがみ、命令をしようとするときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならないとされており（同法第 40 条第 7 項）、地方公共団体が同法の規定に基づく命令を行うこととする場合には、地方公共団体が消費者委員会の意見を聴くこととするのかなど、命令に当たっての手續について検討が必要である。

また、消費者安全法の財産被害に係る執行状況については、平成 25 年 4 月に関係規定が施行されてから、まだ 1 年 4 か月強しか経っておらず、平成 26 年 7 月末現在までに勧告 2 件を実施したのみであり、国においても勧告・命令権限の執行状況が乏しい状況にある。

このように、消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与の検討に際しては、消費者委員会及び関係法令所管庁の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があるものと考えられる。

加えて、現在、消費者安全法に係る権限として地方公共団体に委任している報告徴収・立入調査については、「国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの」という法定受託事務のメルクマールにあたるものとして整理されている。同法施行令第9条第2項により、報告徴収・立入調査権限を委任する場合には、あらかじめ当該地方公共団体の長の同意を求めなければならないとされているところ、財産被害に係る事案に関する報告徴収・立入調査権限を受任している団体は、平成26年7月末現在43（32都道府県、11政令市）にとどまっており、権限を受任可能な全ての地方公共団体において行われている現状にはなく、さらに、受任した地方公共団体においてこれまでに報告徴収・立入調査権限を行使した実績はまだ「ゼロ」という状況である。消費者安全法に基づく多数消費者財産被害事態に係る勧告・命令権限を地方公共団体に付与することとすると、報告徴収・立入調査権限の委任は法定受託事務のメルクマールに該当せず、自治事務との位置づけとなると考えられるが、上記のような消極的な現在の受任状況や権限行使の実績を踏まえると、少なくとも現時点では、報告徴収・立入調査権限の受任の同意をいただいていない地方公共団体の意見も含めた慎重な検討を行う必要があると考えられる。

以上のとおり、消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

#### 【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者の財産被害に係る事案に関する立入調査及び報告徴収については、条例に基づき、消費者安全法に基づく権限によらずに、地方公共団体独自の取組として行うことは可能であると考えられるところである。（地方公共団体によっては当該地方公共団体の区域外に存在する事業者等への権限行使を認めているものも存在すると認識。）

また、地方公共団体が受任する報告徴収・立入調査権限（第45条）については、「国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの」という法定受託事務のメルクマールにあたるものとして整理されている。

すなわち、現行制度においては、地方公共団体では勧告・命令権限を行使しないことを前提に、国が行う勧告・命令の前置手続として権限を委任しているところであり、例えば、複数県にわたる事案の場合には、それぞれの県で立入調査等を行い、消費者庁がそれらを総合して必要な措置をとることを想定しているものである。東京都の提案は、地方公共団体が勧告・命令権限を行使

することを前提に、自治事務としての区域外への報告徴収・立入調査権限の移譲を求めているものと考えられるが、勧告・命令権限の地方公共団体への付与が困難であるのは上述のとおりである。(ただし、法定受託事務の範囲内で、より迅速な報告徴収・立入調査を実施するため、地方公共団体に区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することまでをも否定しているものではない。)

加えて、財産分野に係る報告徴収・立入調査権限を受任した地方公共団体(32 都道府県、11 政令市)による報告徴収・立入調査権限の行使は「ゼロ」という状況であり、少なくとも現状において制度変更を行う必要性があるかについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

このように、消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

## 1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではない。

ただ、権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要する。

## 【実態面での検討・整理が必要な事項】

(1) 都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、まずは都道府県に立入調査・報告徴収の権限を受任していただき、受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請を積極的に活用していただく必要。

(2) 勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、都道府県が行う場合には、当該都道府県が関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなるため、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要。

(3) 手挙げ方式で権限付与を行った場合には、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間での役割分担・連携体制が複雑化するほか、他の消費者関係法では、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要。

## 【法制面での検討・整理が必要な事項】

(1) 勧告・命令については、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要。

(2) 命令については、事前の消費者委員会の意見聴取の手続が規定されているところ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要。

## 2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要。

ただし、勧告・命令権限の付与と独立して、希望する団体に対し、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

(別紙あり)

## 「管理番号 745 消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲」に係る第 2 次回答

### 1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者庁には出先機関がないことや、消費者に身近な行政機関である都道府県の役割を踏まえると、消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではない。

ただ、実際の権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要すると考えられる。

#### 【実態面での検討・整理が必要な事項】

- (1) 現在、都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、都道府県における業務執行体制の整備が必要ではないかと考えられる。また、消費者庁による勧告・命令も制度施行から 1 年半程度でまだ実績が乏しく、都道府県において勧告・命令を円滑に実施するためには、運用手順の明確化が必要と考えられる。

これらの課題の解決には相応の期間を要すると考えられるが、それを加速するためにも、

- ①まずは、都道府県に立入調査・報告徴収の権限について受任していただき、
- ②都道府県に受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請（消費者安全法第 44 条）を積極的に活用していただく

ことにより、課題をクリアした上で権限付与を行うことが望ましいと考える。

- (2) 消費者安全法の勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、当該判断のためには、事案の内容を踏まえ、他の法律に基づく措置の有無について、可能性がある法律を所管する府省庁への照会が必要となる。都道府県が勧告・命令を行う場合には、当該都道府県が、個別事案の内容を踏まえ、関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなる。

このように、勧告・命令については、消費者庁以外の府省庁とも密接に関係するため、勧告・命令権限の付与に当たっては、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要がある。

- (3) 手挙げ方式による勧告・命令権限の付与については、消費者安全法の財産事案に係る勧告・命令の対象となる多数消費者財産被害事態は、地域ごとに発生・拡大のおそれに特に差異があるものではなく、地域の特性に応じて異なる運用体制をとる必要性・合理性が小さいと考えられる。手挙げ方式で権限付与を行った場合には、手挙げを行った都道府県においてのみ国と都道府県の複数の主体から勧告・命令を行い得ることとなり、勧告・命

令に関する運用手順が十分に明確化されていない現状においては、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間での役割分担・連携体制が複雑化し、適当でないと考えられる。

また、景品表示法や特定商取引法といった他の消費者関係法では、事業者に対する措置権限について、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、手挙げ方式による権限付与については、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要があると考えられる。

#### 【法制面での検討・整理が必要な事項】

消費者安全法の勧告・命令は、消費者庁が消費者事故等の情報を一元的に集約・分析することとされている（消費者安全法第 12 条、第 13 条）ことを踏まえ、消費者被害の発生又は拡大の防止のための他の法律に基づく措置がない、いわゆる「隙間事案」に対する措置として定められているものである。

このような勧告・命令の位置づけに照らし、都道府県への権限付与については、以下のような点について検討・整理が必要と考えられる。

(1) 消費者安全法の財産事案に係る勧告・命令については、個別の規制権限が存在しない場合に補充的かつ一般的に認められる規制権限であり、消費者安全法において明確な行為規範（特定の行為の禁止等）を法律で設定しておらず、あまねく全ての商品・役務・権利その他を対象に法律違反の事実があることを要件とせず、被害の重大性を要件として取引の取りやめ等を勧告・命令するものであって、他の分野には例がないものである。このため、消費者事故等の情報を一元的に集約・分析（消費者安全法第 12 条、第 13 条）しており、被害の拡大状況等を詳細に把握し、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要であると考えられる。

(2) 消費者安全法の財産事案に係る命令は、勧告を受けた事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときに、勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものである。

この命令については、その効果の重大性にかんがみ、より慎重な手続を経るべく、命令をしようとするときは、「あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない」（消費者安全法第 40 条第 7 項）との手続が規定されているところ、上記（1）のような制度の位置づけを踏まえ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要と考えられる。

## 2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、上記の勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要がある。

ただし、現行制度においても勧告・命令の前置手続として手挙げ方式により都道府県等に当該都道府県等の区域内での報告徴収・立入調査権限を付与しているところ、より迅速な報告徴収・立入調査の実施のため、勧告・命令権限の付与とは独立して、希望する団体に対し、当該団体の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止のために必要な範囲で、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	45	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容の報告等による事務の迅速化

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】  
国との協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

【制度改正の必要性】  
地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

## 根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律  
第5条 第1項

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

## 全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意権限の移譲】

○ 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	173	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	鳥取県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

国の同意が不要となれば、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることがなくなる。

都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。

## 根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

県が行う基本計画の策定にあたっては、企業立地促進法、及び国において各省との調整の結果定めた基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。

また、当地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産業省の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要ないと考える。

国の支援が円滑に実施されるように配慮が必要という点に関しては、同意ではなく、県における基本計画策定後、速やかに届出を行うことで対応可能である。

なお、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要望を国において把握することにより適切に措置することが可能である。

## 全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意権限の移譲】

○ 『「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	370	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

法第5条第2項第8号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出とすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業立地促進法第5条及び第6条に基づく「基本計画の主務大臣への同意協議」については、これまでに協議の迅速化を図るため、提出書類の簡素化が行われたが、現状においても、基本計画の同意を得るための主務大臣と他省庁間の事前協議に時間を要しており、地域産業活性化協議会での協議期間を含めると、承認までに6か月程度を要する事例がある。初期投資を抑制しようとする企業は、同法に基づく低利子融資等の優遇策の活用が適否が不明なため、法に基づく基本計画が同意(計画の変更を含む)されるまでの間工事着工が出来ず、場合によっては投資計画そのものを見直す必要が生じるなど、長期の協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を生じている。特に近年、設備投資を決定してから実行に移すまでのスパンが短い企業が多く、平成25年度には、法に基づく低利子融資活用決定までに数か月を要することがネックとなり、活用を断念した事例もあり、法の目的と実務が乖離している。一連の手続きに時間を要する主な理由のひとつとして、関係省庁との事前協議に多くの時間を要していることが挙げられる。この点については、事前に関係省庁の審査項目を県に示すことにより、事前協議段階で県内部や市町村等関係団体との協議を進めることが可能となり、協議の迅速化に繋がる。

【必要性】関係法令との整合性については、県がその責任において、関係部局との連携を図りながら確認することとし、主務大臣、特に経済産業省以外の関係大臣との同意協議については事後報告又は届出とする必要がある。

## 根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律  
第5条及び第6条

企業立地促進法第5条に基づく同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国は基本計画に基づく企業による立地及び設備投資に対して各種優遇措置を講じていることから、これら制度の活用にあたっては、国がその内容を確認する必要があるという意見は、一般的には理解できる。しかしながら、今回の提案の趣旨は、国の同意までに長い期間を要していることが、企業が当該制度を活用する際の支障となっている状況を踏まえ、企業の目線に立って制度を活用しやすくするというものであり、そのためにはやはり思い切った権限移譲の措置が必要である。

企業立地促進法第1条(目的)には、「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と明記されているところであり、「地域の自立的な取り組みを支援する」という同法の趣旨を鑑みると、国による財政上の措置があるために国の関与が不可欠であるということであれば、それは法の目的と実務が乖離していると言わざるを得ない。

仮に今回、国の同意協議を事後報告又は届出とすることがどうしても難しいという判断になるのであれば、例えば、同意に要している期間を短縮するために、①事前協議の段階で、各省が想定する審査のポイントを自治体に示す(\*事前協議の時間短縮)、②多くの時間を割いている関係大臣押印や地域産業活性化協議会構成員の押印の手順、手法を改善する(\*本協議の時間短縮)、などの方法により、同意手続きの迅速化を図って頂きたい。

## 全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意権限の移譲】

○ 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内

に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	474	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後 企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとするべき。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそ一ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適応した迅速な基本計画の策定の支障となっている。

協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。

法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に案(変更案)を提出。次に案(変更案)に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国から聞いたところ、主務大臣の同意タイミングが月1回程度とのことであり、これでは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。

直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年8月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更に半年近くの時間を費やし、協議会の会員である各市町の長の印を集め、さらに関係省庁数分の大臣の同意を得る必要がある。

地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適応した迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとするべきである。

## 根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

財政上の措置の問題で国の確認が必要との意見は一般的には理解できるが、本来その確認事項は必要最小限のものとするべきである。  
計画の策定や変更に関する協議及び同意に時間がかかりすぎるため、経済状況に適応した迅速な対応ができないことが支障となっている。  
その改善のためには、個々の項目について確認が必要な理由を明らかにしたうえで、合理的でないものは、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとするべきである。

## 全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意権限の移譲】

○ 『『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要』という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	593	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	京都府、大阪府、鳥取県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)がかかっており、立地企業の産業活動をその間待っていただくなどの支障が生じているところ。  
なお、義務付け・枠付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きにより地域の強みを活かしたスピード感のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮することを求めるもの。  
また、地方分権改革推進委員会第3次勧告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会を、事前届出により担保できると考えている。

## 根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国の確認の廃止を求めているものではなく、平成26年4月から国税の特例及び国補助金が廃止されていることから、事前届出制に変更する等手続の簡素化を求めているもの。

企業立地においては、事業を展開するスピードが重要であることから、地域の実情に合わせた迅速な施策展開を図るため、提案に沿った見直しをすべき。

## 全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意権限の移譲】

○ 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	807	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し				
提案団体	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとすること  
基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【現行】**  
同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。

**【支障事例】**  
現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、国提出の前段階において都道府県と市町村の間とで共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない)  
また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2~3月間の時間がかかる。

**【制度改正の必要性】**  
基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めるべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。  
なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等の判断を可能にするためには、国への事前調整等の実施や、国において事前に必要な確認事項を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。

## 根拠法令等

企業立地促進法第5条第1項

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国の他の政策等との整合等について事前の確認が必要とあるが、国が事前に必要となる事項について基準を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。  
 ・国として財政上の措置を実施していくため、(事前)確認が不可欠との回答は、企業立地促進法第1条の規定「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずる。」に沿ったものとは言えないのではないか。

## 全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
 提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意権限の移譲】

○ 『「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

基本計画は、企業立地促進法第5条第1項により、市町村と都道府県が共同して、地域産業活性化協議会における協議を経て作成することとしているが、これは、企業立地等による産業集積の形成及び活性化を図る上で重要となる事業環境やインフラ整備(道路、港湾、工業用水等)、農地転用等の企業立地に関する手続き等、事業環境の整備について、その多くを都道府県が実施(又は関与)しているためであり、市町村と都道府県が緊密な連携と適切な役割分担を図り、効果的かつ効率的な政策展開を実施していくためにも、基本計画を市町村と都道府県が共同して作成することが必要である。仮に、市町村のみで基本計画を策定して都道府県が同意をしたのでは、地域が国の支援を得るための要件にはなり得ず、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	962	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。  
国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。  
地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

## 根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

県が行う基本計画の策定にあたっては、企業立地促進法、及び国において各省との調整の結果定めた基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。

また、当地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産業省の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要ないと考える。

国の支援が円滑に実施されるように配慮が必要という点に関しては、同意ではなく、県における基本計画策定後、速やかに届出を行うことで対応可能である。

なお、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要望を国において把握することにより適切に措置することが可能である。

## 全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 【同意権限の移譲】

○ 『「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 56

管理番号	366	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正要望の経緯・必要性】

工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。

市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。

なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

### 【具体的支障事例】

本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

### 【課題の解消策】

このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

## 根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。

同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることから、より住民に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。

「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。

当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。

## 全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。

企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。

企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設（用途変更含む。）と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 56

管理番号	715	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲				
提案団体	聖籠町				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。

緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不相当であると考えます。

【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。

また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。

## 根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当町においては、工場立地法における特定工場が約30社立地している。特定工場と同等の数値ではないが、平成24年工業統計調査における事業所数をみると、既に地域準則を制定している市のうち、北海道江別市、愛知県知多市、島根県安来市などが当町の事業所数と類似しており、「町村」であっても「市」並みの立地件数を有していると言える。

当町が有する工業用地については概ね売却済みであり、現在、立地している企業が、更なる事業の拡大や施設の更新・立て替え等を行う場合には、隣接地に事業用地を求めることは困難な状況。このため、自社所有敷地内での施設整備等を検討する際には、緑地面積率等の規制により、企業の新たな設備投資に対する阻害の要因となる恐れがある。

当町としては、同工業団地への企業立地促進を図り、雇用確保や税収増につなげていきたいと考えており、この課題を解決する施策の一つとして緑地面積率等の緩和による支援が考えられる。

しかしながら、工場立地法第4条の2に規定する緑地面積率等に関する地域準則の制定権限は都道府県が有しており、町村において準則制定ができないことから、独自の企業誘致・支援等の取り組みに支障を来す恐れがある。

積極的な企業立地施策の実施を考える「町村」においては、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の移譲を受けることで、地域の実情に合わせた独自の企業立地施策が展開でき、より地域の自主性が発揮できると考えるため、同権限の移譲をお願いしたい。

なお、本提案については全町村に対しての一律の権限移譲ではなく、「手挙げ方式」により希望する町村への権限移譲を求めるものである。

## 全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。併せて、緑地等の面積規制についても緩和を図るべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。

企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。

このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 56

管理番号 963 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名) 工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲

提案団体 中国地方知事会

制度の所管・関係府省  
経済産業省

## 求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正要望の経緯・必要性】

工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。

市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。

なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

### 【具体的支障事例】

本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

### 【課題の解消策】

このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

## 根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。

同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることから、より住民に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。

「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。

当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。

## 全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。

企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。

企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設（用途変更含む。）と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 57

管理番号	857	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

## 求める措置の具体的内容

一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更該当するものとして変更届出の対象から除外する。  
なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。

①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合、  
②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合

本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。

工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。  
また、同時に行政の事務コストを削減することができる。  
(具体的事例は別紙のとおり)

## 根拠法令等

工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条

工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他やむを得ない場合を除き、生産施設、環境施設面積等の状況を把握するための届出は必要不可欠である。大規模な緑地が整備されている工場であっても、それがどのように変更され、準則に合致しているのかどうかについて審査をする必要があるため届出は必要。また、周辺に住居がない森林に囲まれた工場であったとしても、周辺の状況は日々変わっていくものであり、届出不用の判断基準にはなじまない。従って、本提案について対応することはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

工場立地法は、工場立地と地域の生活環境との調和を実現し、工場立地の適正化を推進することを目的とするものであり、監督上、生産施設、環境施設面積等の状況を把握することは重要であると考えている。しかしながら、変更の内容から周辺環境に与える影響が小さいものについては、事前の届出により準則への適合性の審査をする必要性が低く(準則に適合していることが前提)、当該特定工場の状況の変遷については、次回の変更届出の際に併せて届出が省略された変更内容を届出させ、事後的に把握することで足りるものと考えている。

緑地面積率については、自治体(県又は市)が都市計画上の用途地域等の地域環境に照らし独自の緑地面積率を定めることが可能となっているが、これは工場が整備するべき緑地の程度は、立地する地域の環境によりその必要性の程度は異なるものであり、工場やその周辺状況の実態をより把握している自治体の判断が必要になるとの考えから措置されたものである。

本提案の趣旨は、現行では工場の周辺状況にかかわらず一律に「緑地減少面積10㎡以下」であることが届出不要の判断基準とされていることから、変更届出を不要とする判断基準についてもこれと同様に、国が示す基準の範囲において自治体が柔軟に設定できるようにし、設備投資の円滑化と周辺的生活環境保持とのバランスを図ろうとするものである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングで「提案について、適切に緑地面積に係る地域準則を定めることで対応すべき」との話があったが、たとえ緑地面積率に柔軟性を持たせた地域準則を定めたとしても、現行法では10㎡以上変更があれば届出が必要になるため、提案への対応に当たって、別個の論点として検討していただきたい。

○ 9月19日(金)のヒアリングで言及したとおり、例えば愛媛県の事例によれば、平成24年度以降に緑地の減少に係る変更届出が21件あり、そのうち19件の緑地減少割合が1%前後であった。

近隣に住居がないなど、周辺住民の環境に配慮する必要性が低い場合にまで、一律10㎡という絶対数での基準の下、届出の義務を課し、かつ原則90日間変更に着手できないとすることに合理性はなく、変更届出が必要な範囲について地域で弾力的に定められるようにするなど、10㎡の限定を緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の対象拡大については、具体的な支障事例等の確認等を行い、適切な対応を行う。

現時点においては、どのような対応をすることが適当であるかどうかについて把握をしていないため、取り急ぎ、提案者である愛媛県と協議を開始することとしたい。

なお、具体的な支障事例を確認した上で届出不用要件としての合理性、法目的との整合性からみて対象拡大できることが確認できた場合には、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の審議等必要なプロセスを経た上でその実現を図ることとしたい。

<内閣府：回答・助言等の内容・対応状況>

○工場立地法における緑地面積の削減については、以下のような検討経緯があります。このため、10㎡を超える緑地面積の削減が必要な具体的事例をご教示ください。

<愛媛県：内閣府ご質問に対する回答>

(1) 平成 22 年の産業構造審議会分科会工場立地法検討小委員会（以下、「小委員会」という。）では、全国規模規制改革要望 2009 で日本経団連からの提案を基に、緑地面積減少に係る軽微な変更の取扱いについて議論がなされているが、この時の議論では、

①緑地面積は敷地面積の 20%程度であり、より広い面積を有する生産施設面積の場合よりも厳格なルールを設定する必要がある。

②緑地として認められる土地の最少面積が 10㎡超である。

ことから、10㎡以下の緑地の減少について、安全・衛生の問題に対して急いで対処する必要がある場合に限って、軽微変更として取り扱うのが適当との結論に至っているところである。

(2) 平成 23 年 7 月に小委員会が公表した「規制改革要望等への対応の方向性について」では、経済産業省が全特定工場を対象に実施したアンケート調査によると、「回答のあった工場のうち、6%（約 300 社）の工場が、緑地面積率規制が工場の増設に際に障害になったと回答している」ほか、「産業界から毎年のように規制緩和要望が呈されている状況に鑑みると、工場立地法の規制が企業の国内投資に対して一定の制約となっている状況があるといえる」と述べられている（p.7）。さらに、「国内投資の促進を図る観点から、工場等の立地関連規制の手続きの迅速化や手続きの簡素化は極めて重要な課題であり、引き続き積極的に取り組むべきである」とされている（P.16）。このため、安全・衛生上の問題への急ぎ対処の必要がある場合に限らず、積極的な設備投資を行う場合においても緑地規制の緩和を図る必要があると考える。

(3) しかしながら、工場立地法の緑地面積規制が、工場とその周辺の地域の調和を実現し、周辺の地域の生活環境の保持を実現するためのものであることを踏まえると、周辺環境に応じた設備投資と工場緑化とのバランスが図られる必要があるものと考えられるが、上記(1)の議論においては軽微な変更として取り扱う緑地削減について、周辺環境の状況は考慮されず、緑地として算入されない範囲での緑地の削減のみ認めるとの結論が出されている。なお、平成 23 年 9 月 30 日の工場立地法施行規則の改正により、事業者負担の軽減及び小規模緑化推進の観点から植栽規定が見直され、10㎡以下の土地についても緑地として算入できるようになっている。

(4) また、上記(3)の規則改正により、地域準則を制定する際の自治体の自由度が拡大され、設定できる緑地面積率の下限が引き下げられたほか、周辺を森林等の自然環境に恵まれ、周辺に住居が存在しないような区域での緑地面積率区分が設定され、地域の実情に応じて緑地規制を緩和することが可能となったが、工場が整備すべき緑地の程度は、立地する地域によりその必要性の程度は異なるものであり、このように自治体における地域性を踏まえた対応が推進されてきている一方で、緑地の削減については削減面積（10㎡以下）という絶対数値で判断する取扱いのままとなっている。

(5) このため、削減する緑地面積が 10㎡以下に限定せず、地域の実情に応じて、緑地の削減が周辺環境に与える効果等を勘案して、軽微な変更として取扱う緑地の削減面積を相対的に捉える必要があると考える。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番： 12

管理番号	322-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の 確立				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。

近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。

市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。

### 【制度改正の必要性】

このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。

## 根拠法令等

介護保険法第70条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条

通所介護事業所については、これまで都道府県が指定を行ってきたところであるが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)において、介護保険法(平成9年法律第123号)を改正し、小規模な通所介護事業所については市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけたところであり、平成28年4月1日の施行を予定している(改正介護保険法第8条)。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市の提案は、市町村の事業計画に影響を及ぼす都道府県指定の介護保険サービスに関して、都道府県と事前協議を行うことができる制度を設けることであり、都道府県が指定を行う際に、市町村の意見が十分考慮されることを求める趣旨である。

少なくとも、サービス事業所から相談(開設意向)があった時は、例外なく、都道府県から市町村へ事前に情報提供がされることを求める趣旨である。

事業計画策定時に、都道府県とサービス見込量等について協議を行うが、個々の指定については都道府県と事前協議を行うことができないため、実際のサービス事業者の参入状況が、事業計画を策定した市町村の意向と大きく乖離したものになってしまうという支障が生じている。

既に、特定施設入居者生活介護など一部のサービスにおいては、市町村の介護保険事業計画との調整を図る観点から、都道府県は指定に際して事前に市町村の意見を求めなければならないと規定されている。その他の介護保険サービスについても、同様に事前協議を行うことができるかどうかについて明確に回答されたい。

## 全国知事会からの意見

事前協議の場の設定を全国一律に義務付けるのではなく、都道府県・市町村間に委ね、地域の実情に応じた連携・対応を行うこととするべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

所管(府)省からの回答が「現行により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 「介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会、平成22年11月30日)」において、「都道府県指定の居宅サービス等と市町村指定の地域密着型サービスが、地域でそれぞれ整備され、サービスを提供することとなるため、市町村が希望する場合には、居宅サービス等の指定に際し、都道府県が関係市町村に協議を行うこととし、都道府県は、市町村との協議内容を踏まえて、指定の是非を判断し、市町村の介護保険事業計画の策定・達成に当たり支障があると判断した場合は、指定を拒否できる仕組みを導入することを検討すべきである。」とされている。

現在、事前協議制を法定化しているサービスにのみ、事前協議の対象を限定しているのはなぜか。

○ 介護保険法上、既に事前協議制を法定化しているサービス以外にも、市町村の介護保険事業計画と調整を図る必要があるサービスはあるのではないか。

○ 市町村に影響を与える全てのサービスについて、事前協議制を法定化すべきではないか。

○ 障害福祉サービスについても、「介護保険サービスと並びで考えている」というご説明があったが、同様の考え方から、市町村に影響を与える全てのサービスについて、事前協議制を法定化すべきではないか。

介護保険法において、都道府県と市町村との事前の協議を制限する規定はなく、都道府県と市町村が調整のうえで事前の協議を行うことを妨げるものではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番： 12

管理番号	322-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の 確立				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。

近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。

市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。

### 【制度改正の必要性】

このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。

## 根拠法令等

介護保険法第70条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条

本提案は、新たな障害福祉サービス事業所の設置に当たって、都道府県に市町村との事前協議を義務づけることにより、市町村の計画に基づき想定される財政負担以上の負担を抑制することを目的としていると史料される。しかし、新たな財政負担はサービス利用者の需要があってはじめて生じるものであり、新たな障害福祉サービス事業所の設置により生み出されるものではなく、本提案と財政負担の抑制に相関関係はなく、本提案をもって財政負担の抑制を行うことはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省回答では、「事前協議は、市町村の計画に基づき想定される財政負担以上の負担を抑制することを目的としていると史料される」とあり、財政負担の抑制が最大の目的のように回答を求められている。今回の提案の主目的としては、現在、市町村は障害福祉計画においてサービス事業量を推計し、かつ利用者の選択肢を確保するために必要なサービス量を目標値として策定しており、事前協議がなく、相違するサービス事業が開設されれば、必要と思われるサービスの確保とならない事態が発生します。よって、市町村計画が実効性の無いものとなると共に、利用者(障がい者)の選択肢が限られたものになるという事態につながります。今回、提案による事前協議による情報提供は、計画策定の際の事業量の推定にも効果が期待できることをいうものです。事前協議を行うことができるかどうかについて、明確に回答されたい。

## 全国知事会からの意見

事前協議の場の設定を全国一律に義務付けるのではなく、都道府県・市町村間に委ね、地域の実情に応じた連携・対応を行うこととするべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 【全国町村会】

この提案で最も重要なことは、住民に最も身近な市町村が、住民と協働して、求められるオーダーメイドの地域を共に作り上げていく取り組みに支障が生じることである。都道府県の計画に沿う内容であっても、それが直ちに市町村が望んでいるとは限らないことから、福祉施設の設置及びサービス事業の開始について、市町村長との事前協議を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正すべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 「介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会、平成22年11月30日)」において、「都道府県指定の居宅サービス等と市町村指定の地域密着型サービスが、地域でそれぞれ整備され、サービスを提供することとなるため、市町村が希望する場合には、居宅サービス等の指定に際し、都道府県が関係市町村に協議を行うこととし、都道府県は、市町村との協議内容を踏まえて、指定の是非を判断し、市町村の介護保険事業計画の策定・達成に当たり支障があると判断した場合は、指定を拒否できる仕組みを導入することを検討すべきである。」とされている。

現在、事前協議制を法定化しているサービスにのみ、事前協議の対象を限定しているのはなぜか。

○ 介護保険法上、既に事前協議制を法定化しているサービス以外にも、市町村の介護保険事業計画と調整を図る必要があるサービスはあるのではないか。

○ 市町村に影響を与える全てのサービスについて、事前協議制を法定化すべきではないか。

○ 障害福祉サービスについても、「介護保険サービスと並びで考えている」というご説明があったが、同様の考え方から、市町村に影響を与える全てのサービスについて、事前協議制を法定化すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

障害者総合支援法において、都道府県と市町村との事前の協議を制限する規定はなく、都道府県と市町村が調整のうえで事前の協議を行うことを妨げるものではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番： 12

管理番号	605	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特別養護老人ホームにおいて、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できるよう一部ユニット型施設類型を認めるような基準の改正				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかる事項について再度改正掲載し、当該施設における一部ユニット型の施設形態を認めること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正通知により、一部ユニット型の施設類型が廃止され、ユニット型個室とそれ以外の居室形態で別々の施設として認可・指定を行なうこととなったため、次のような支障等が生じている。

- ①施設全てをユニット化した場合、利用者の負担増による継続利用ができないことを危惧し、ユニット化が進展しない地域もある。このため、地域の中で利用者が居室形態を選択できない状況にある。
- ②本県の特養1施設の平均定員は60床未満であり、一部ユニット型の施設を別々の施設として認可・指定した場合、いずれかが地域密着型になり、当該施設においては、他市町からの利用ができず、広域型としての当初の目的が果たせない不合理が生じるとともに、将来的な利用者の確保の問題が生じる懸念があることから、施設の中にはユニット型を従来型個室へ変更する施設が出ることも懸念され、ユニット型を推進する国の施策に逆行することが危惧される。
- ③ユニット型とそれ以外(多床室等)を分け、認可・指定を行なったことにより、広域型を計画している県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画と実態とに齟齬が生じている。

### 【制度改正の必要性】

このようなことから、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できる施設を整備するうえで、また、広域型の設置目的を充足するうえにおいても一部ユニット型施設類型を認める必要がある。

この改正を行なうことにより、H25.4.1施行の県条例(特養基準条例)においても一部ユニット型を認める条例に改正したい。

## 根拠法令等

H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について」

平成22年当時、11都県35施設において、国と異なる解釈で一部ユニット型施設が指定され、介護報酬の過払いが生じていたという問題があり、一部ユニット型施設のあり方について検討するため、平成22年7月29日から複数回にわたり社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、議論を行った上で、平成22年9月21日の「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を踏まえて一部ユニット型施設を廃止することを決定したという経緯があり、対応不可。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

## (1) 広域型から地域密着型に移行する場合の問題点について

広域型の旧一部ユニット型を、居室形態別に分離認可・指定した際、29床以下のため地域密着型となる新施設であっても、施設所在市町村長の同意を得れば、広域型と同様に他市町村の利用者の受け入れが可能(※)とのことだが、同意を得られない場合は、設置当初の目的を果たせないこととなる。(※介護保険法第78条の2第4項第4号の規定に基づく)

また、この手法では、以下の支障も想定される。

- ・複数の市町村からの指定を得ることは、事業者にとって事務手続の負担を強いることになる。
- ・指定を受けていない市町村からの利用者である場合は、事業者への指定がなされるまで入所を待機する必要があり、利用者サービスの低下につながる。

そもそも、この手法については、各自治体への周知がなされておらず、事業者への周知もされていないのが現状であると思われる。

## (2) 利用者による居室形態の選択について

本県においてもユニット型を推進しているところであるが、今後、離島等においては経済的理由から多床室を希望する低所得者が多くなることが想定される。

この場合、一部ユニット型の形態が認められなければ、多床室整備が優先され、ユニット型が導入される可能性は低くなり、利用者の多様なニーズに応えることができなくなる。

本県が問題にする一部ユニット型は、過去に報酬過払いが生じていたケースではない。

せめて平成15年度以前から存在した既存施設が一部ユニット型になったものについては、更なる経過措置により、一部ユニット型の施設として認めていただきたい。

## 全国知事会からの意見

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 以下を踏まえると、平成15年度以前から存在する一部ユニット型施設については、恒久的な経過措置を設けることが現実的な対応であるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

- ・ 介護報酬過払いの問題と関係のない施設(平成15年度以前から存在する施設)については、最初の指定更新時までとせず、恒久的な経過措置を設け、一部ユニット型として認めるべきだったのではないのか。
- ・ 多床室とユニット型が併存する施設のうち、平成15年度以前から存在するものについては、施設全体の利用定員数を基準に広域型か地域密着型かを判断して指定するという方法をとるなどの救済措置を設けるべきではないのか。

- ・ 地域密着型の場合、他市町村が、施設所在地の市町村の同意を得ることができれば、他市町村が当該施設を地域密着型として指定し、他市町村の被保険者であってもサービスを利用することができるのご説明があったが、このことは各自治体・事業者に十分周知されているのか。
- ・ また、この同意を得た上で他市町村が指定を行う手法は、事業者及び利用者の負担が大きく現実的ではないのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

**【介護保険法第78条の2第4項第4号について】**

○ 地域密着型サービスは、要介護高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるために、身近な市町村で提供されることが適当なサービスの類型であるため、介護保険法第78条の2第4項第4号により施設所在地市町村長の同意を得ることで、他市町村から指定を受けることができることとしているのはあくまで例外的な規定である。また、厚生労働省では、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進している。そのため、本制度の積極的な活用を促すような通知をあえて発出することは、考えていない。

○ 本規定は指定地域密着型サービス事業所の指定に係るものであり、地域密着型介護老人福祉施設の指定に限らないため、ご指摘の理由のみをもって本規定の改正を行うことはできない。

○ なお、これまで本規定に係る他の地方自治体からの要望については把握していないが、施設所在地市町村長の同意を得て他市町村から指定を受けている施設の実態について、現在調査しているところである。

**【利用者による居室形態の選択】**

○ 現行制度でも、施設全てをユニット化することは求めておらず、ユニット型個室と従来型多床室等を併設して設置できるため、居室形態を利用者が選択できる施設を整備することは可能である。

**【経過措置について】**

○ 「平成15年度以前から存在する一部ユニット型施設については、恒久的な経過措置を設けることが現実的な対応である」とあるが、平成15年度以前から存在した一部ユニット型施設については、平成26年4月の時点で指定更新を迎えたため、既に全ての施設において、ユニット型部分と多床室等部分につき、それぞれ別々の指定を受けている。よって、現時点で経過措置を設ける必要がない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番： 49

管理番号	781-1	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

- ・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう裁量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。  
※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム)
- ・加えて、国が一方向的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要性も勘案して設定できるよう制度を見直すこと。
  - (1) へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。
  - (2) いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- 【現行】  
臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。
- 【支障事例】  
本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。  
国の医学部入学定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。
- 【移譲による効果】  
見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。

## 根拠法令等

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令

臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医道審議会医師分科会医師臨床研修部会「医師臨床研修制度の見直しについて」)を踏まえた見直しを行い、平成27年度研修(研修医の募集は平成26年度)から適用することとしている。

具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により臨床研修の研修希望者が増加するため、全国の研修希望者数を推計するなど、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計を行うとともに、地域医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。

提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・今回の厚労省の見直しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へき地医療拠点病院等の定員配置に支障を来す懸念がある。地域の実情を踏まえ、都道府県が主体的に定員を調整できる仕組みを構築すべきである。

#### 全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復師、理学療法士、保健師、助産師、看護師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師に係るもの)については、養成施設の指定基準の決定に際して医道審議会の意見聴取が義務付けられているところ。

臨床研修病院の指定についても、指定基準の決定に際して医道審議会への意見聴取を行うこととすれば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないという懸念は解消されるのではないかと。指定基準の決定ではなく、指定毎に、その都度医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具体的に示すべきである。

○ 兵庫県が要望するところは、地域枠出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで確実に「都道府県が定員を調整できる枠」に反映できる制度設計にしてほしいということである。この点について、平成27年度から適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、「都道府県が定員を調整できる枠」が削減されることも懸念される)ため、対応を検討すべきである。

○ 医師は、医業を独占する者であって、診療の補助等を行う他の職種とは患者に与える影響において大きな違いがある。このため、6年間の大学での医学教育、医師国家試験に加え、臨床研修を2年間必修化し、医師としてのレベルを確保している。

臨床研修の必修化前は、研修病院の指定に当たって各病院の研修プログラムの内容を確認しておらず、また、経験の浅い研修医による医療事故が起こっているという指摘もあった。必修化後は、研修プログラムの内容も確認したうえで研修病院の指定を行う仕組みに改められており、医療安全を確保する観点からも研修病院に関する重要性は増している。

上記の理由から、研修病院の指定について医師を他の職種と同列に扱うことはできない。

○ 医道審議会では、外形的な基準からは判断が難しい要素を含めて、すべての病院(群)の研修プログラムの内容を確認している。

(例)

- ・ 必修科目である内科及び救急部門の症例について、過度の偏りがなく到達目標を達成できるか
- ・ 外科等に重点を置いたプログラムにおいても、基本的な診療能力を習得するという到達目標達成のため、当直や外来などで他科の幅広い症例を経験できるプログラム内容になっているか
- ・ 臨床病理カンファレンス(CPC)を適切に開催するために、協力型病院等を含めた臨床研修病院群全体で必要な体制を確保しているか

また入院患者数が少なく症例数の確保等に懸念がある場合には、個別の訪問調査を行い、適切な指導体制の確保等を個別に評価することとしている。

このように、医道審議会では全国唯一の専門的な視点から個別の事例について判断しており、その都度の意見聴取が必要となる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番： 49

管理番号	781-2	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

- ・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう裁量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。  
※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム)
- ・加えて、国が一方向的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要性も勘案して設定できるよう制度を見直すこと。
  - (1) へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。
  - (2) いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- 【現行】  
臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。
- 【支障事例】  
本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。  
国の医学部入学定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。
- 【移譲による効果】  
見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。

## 根拠法令等

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令

臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医道審議会医師分科会医師臨床研修部会「医師臨床研修制度の見直しについて」)を踏まえた見直しを行い、平成27年度研修(研修医の募集は平成26年度)から適用することとしている。

具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により臨床研修の研修希望者が増加するため、全国の研修希望者数を推計するなど、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計を行うとともに、地域医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。

提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・今回の厚労省の見直しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へき地医療拠点病院等の定員配置に支障を来す懸念がある。地域の実情を踏まえ、都道府県が主体的に定員を調整できる仕組みを構築すべきである。

#### 全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復師、理学療法士、保健師、助産師、看護師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師に係るもの)については、養成施設の指定基準の決定に際して医道審議会の意見聴取が義務付けられているところ。

臨床研修病院の指定についても、指定基準の決定に際して医道審議会への意見聴取を行うこととすれば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないという懸念は解消されるのではないかと。指定基準の決定ではなく、指定毎に、その都度医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具体的に示すべきである。

○ 兵庫県が要望するところは、地域枠出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで確実に「都道府県が定員を調整できる枠」に反映できる制度設計にしてほしいということである。この点について、平成27年度から適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、「都道府県が定員を調整できる枠」が削減されることも懸念される)ため、対応を検討すべきである。

○ 研修医の募集定員数については、現在予定されている地域枠の医師数であれば、都道府県の調整枠で対応できると考えているが、今後、都道府県が希望する場合に、調整枠だけでなく基礎数も含めて病院に配分する方式を選択できるよう、医道審議会でも検討する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 15

管理番号	308	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件拡充				
提案団体	熊本県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】へき地診療所を支えるへき地拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、へき地拠点病院からへき地診療所への医師派遣が厳しい状況にある。

【制度改正の必要性】平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」第3条1号イ「へき地にある診療所」を「へき地にある診療所又はへき地医療拠点病院」に改め、へき地医療等を行う社会医療法人の認定要件を拡充し、その数を増やすことで、へき地医療拠点病院の支援体制を確保する。

(参考)本県では、県内のへき地診療所17か所のうち、常勤医師を確保できている診療所は4か所のみ。また、へき地医療を支えるへき地医療拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、ここ10年でピーク時から約30%減少している病院もある。

## 根拠法令等

医療法第42条の2  
平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」  
厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

へき地医療拠点病院は巡回診療の実施やへき地診療所への代診医等の派遣など、へき地の住民に対する医療提供及びその支援(以下「へき地医療活動」という。)を行う病院として都道府県知事が指定するもので、恒常的な医師派遣を受けなければ、こうしたへき地医療活動が実施できない病院については、その指定の趣旨に反すると考えている。

したがって、へき地医療拠点病院に対する恒常的な医師派遣を社会医療法人の認定要件にすることは、当該病院に係るへき地医療拠点病院の指定と矛盾することから、対応は不可である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

9月8日に実施された地方分権改革有識者会議・提案募集専門部会の厚労省ヒアリングの場において、本提案について第1次回答の「実施不可」から「提案の実現に向けて検討」に判定を見直していただき、まずは感謝します。

へき地医療拠点病院は、その常勤医が減少する中にもへき地の診療所に対して医師を派遣しており、へき地医療における重要な役割を果たしている。

へき地医療拠点病院からの支援が受けられなければ診療を継続していくことが困難なへき地診療所もあり、へき地医療拠点病院の指定がなくなった場合は、これらの地域の医療提供体制に著しく影響を及ぼす。

一方、社会医療法人がへき地医療拠点病院に医師を派遣することを通して地域の情報を徐々に蓄積することにより、将来的にへき地診療所に直接医師を派遣しやすくなることが期待されるなど、社会医療法人がへき地医療拠点病院に医師を派遣することは、へき地における医療提供体制を維持していくためにも必要である。

こうした地域の実情を踏まえ、是非今回の提案を実現する方向で最終的な回答を願いたい。

なお、本提案の実現に当たっては、当該医療法人(社会医療法人)からへき地医療支援病院への医師の派遣が、「玉突き」でへき地診療所への医師の派遣に必ずつながることを担保する必要があると考える。

その担保の考え方としては、当該へき地医療支援病院の標準医師数を定め、その範囲内での医師派遣の受入れ分に限ることとする。

例) Aへき地医療支援病院

標準医師数10人で、実配置数が8人の場合

⇒2人分(10人-8人)までの他の医療機関からの

派遣受入れ分が社会医療法人要件の対象。

※3人目以降は対象外。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ ヒアリングを通じ、社会医療法人が開設する医療機関からへき地医療拠点病院に医師を派遣した結果、拠点病院からへき地診療所への医師派遣が可能になっていることが確認できれば、提案を実現できるとのことであったと理解している。

○ 上記の確認について、どのような条件を満たせば良いかを早急に検討されたい。

平成25年11月より、「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人に関する制度について様々な検討を行っているところであり、社会医療法人制度のあり方についても検討内容としていることから、いただいた提案内容について併せて検討する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 15

管理番号	387	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、地域の医療提供体制を確保するため、例えば、当該施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合や事業規模が一の県に集中している場合は、一の県に医療施設を設置する医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。

(参考)

「同等の取扱い」とは、一の県のみで救急医療確保等事業を行っていれば認定要件を満たすこととすることを指す。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が厚生労働大臣による社会医療法人の認定を得るためには、厚生労働省医政局長通知に基づき、それぞれの県の医療施設において救急医療確保等事業を実施することが要件の一つとして定められており、一の県にしか施設を有さない医療法人と比較しハードルが高い。そのため、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県に置く医療施設の数少なく、不採算の場合、一方の県の全ての医療施設を廃止する可能性がある。そうした場合、廃止となる地域に他の医療施設が少ない場合、医療の安定的な提供体制が崩壊するおそれがある。

### 【改正の必要性】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人の認定を得る場合において、例えば「定住自立圏」を県境を越えて形成している場合又は事業規模(経営規模・人員規模等)が一の県に集中している場合、社会医療法人の認定にあつては一の県に医療施設を設置しているとみなし、一の県のみ医療施設を置く医療法人と同様の取扱いとする。

そうすることで、社会医療法人の認定のために、一の県の医療施設を廃止する等の動きを誘発することなく、引き続き医療提供が継続されるため、関係県の地域住民にとってもウインウインの関係を築くことができる。(なお、一旦社会医療法人の認定を受ければ、その後、不採算の医療施設を廃止するためには、それまでの税の優遇措置分も返還する必要があるため、医療法人に対し施設廃止の動きに一定のブレーキがかかる。)

## 根拠法令等

医療法第42条の2

厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

平成25年11月より、「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人に関する制度について様々な検討を行っているところだが、社会医療法人制度のあり方についても、今後の検討内容としていることから、その際いただいた提案内容についても併せて検討したいと考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「提案の実現に向けて検討」いただける旨の第一次回答については、本県の状況を汲んでいただき、まずは感謝します。

繰り返しになるが、現行の社会医療法人の要件は、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県の医療施設を廃止する動きを誘発する可能性をはらんでいることは大きな問題と考える。さらに、その対象となる医療施設が医療資源が乏しい地域に設置してある場合は特に大きな影響が生じてしまう。

また、社会医療法人が、隣接する他県の地域の医療施設の運営を引き継ごうとしても、現行の社会医療法人の要件では実現できない事態も生じることになる。

については、医療資源が乏しい地域の実情を踏まえ、安定的な医療提供体制を確保する一助として、是非、今回の提案を実現する方向で最終的な回答を願いたい。

なお、2以上の県に医療施設を置く医療法人でも、1県に医療施設を置く医療法人と同等の取扱いとみなす「一定の要件」については、次の内容を提案したい。

- ・医療法人の事業規模(例えば、事業収益)の90%以上が1の都道府県に存在していること。

※認定後の社会医療法人について、隣接していない他県の小規模な医療施設の運営を当該地域から要請された場合に対応できる余地を残しておく必要があると判断し、生活圏の一体性ではなく事業規模割合に基づく要件とした。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2県にまたがる医療法人について、社会医療法人の認定を緩和するための具体的な要件を早急に検討されたい。

平成25年11月より、「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人に関する制度について様々な検討を行っているところであり、社会医療法人制度のあり方についても検討内容としていることから、いただいた提案内容について併せて検討する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】  
水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。

【制度改正の必要性】  
移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。

【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在)  
大臣認可水道事業者 32事業体  
県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)

## 根拠法令等

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)時点からの事情変更は認められない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省に河川行政や水資源行政と連携して一定の水利調整を行う役割があることは理解しているが、その役割は水道事業の認可権限と直接対応するものではない。県内市町村等の水道事業を指導監督する上で支障となっている事項があるため、県に移譲すべき。

水道法に基づく水道事業の認可・指導監督権限を県に移譲したとしても、水利調整については必要となる水道事業の情報を県から提供することで公正・中立な立場から厚生労働省自ら対応することが可能と思われる。

#### 全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかな。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかな。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかな。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法

の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。

- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

## 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	150	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲				
提案団体	鳥取県・大阪府				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【改正の必要性】

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。

また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。

### 【移譲による効果】

国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。

## 根拠法令等

水道法施行令第14条第1項、第2項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年13月)時点からの事情変更は認められない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水利調整が国の果たすべき役割であるということについては、現に水利調整を必要とする5万人以下の水道事業において、水道事業認可を都道府県で実施していることから、水利調整と水道事業認可は密接な関係があるものの一体不可分とまではいえず、国と都道府県が連携することによって適切に水道事業の認可・指導が可能と考える。

また、今後水道事業の広域化を推進していく中で、5万人以上の水道事業者は広域化の核となるべき存在である。しかし、これら核となる水道事業者についての許認可・指導を都道府県が行うことができなければ、事業計画の把握・助言が困難となり、広域化を検討する際に大きな障害となる。

#### 全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかと。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかな。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかな。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	237	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

### 【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

## 根拠法令等

水道法第6条ほか  
水道法施行令第14条第1項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年14月)時点からの事情変更は認められない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより、水利調整と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。

平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するためには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとともに、事業者への立入検査も定期的実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵守状況を確認するなど、きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有できるなどのメリットが見込まれる。

#### 全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル  
2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかと。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。

○ 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何かと。

○ 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかと。

○ 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないかと。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかと。

○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないかと。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	299	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が行う計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現状と課題】

水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、給水人口が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000m<sup>3</sup>以下である水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとされている。

現在、当県内の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業者が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。

### 【課題解決に係る施策の方向性】

これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。

厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。

### 【施策に係る支障】

しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量25,000m<sup>3</sup>超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業者間の調整等に支障を来している状況にある。

### 【提案事項】

持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。

## 根拠法令等

水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年15月)時点からの事情変更は認められない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

## &lt;回答&gt;

平成8年12月の地方分権推進委員会第一次勧告の内容を踏まえ、平成9年に水道法施行令が改正され、広域的な水利調整と一体となった水道事業認可が必要としている現行制度となった当時の経緯は理解しているが、認可・立入検査等の権限が異なることにより、地域の水道事業者間の調整等に支障を来している現状の状況を勘案し、提案に沿った見直しをしていただきたい。

累次の水道ビジョンや平成27年度水道関係概算要求においても、水道事業広域化の推進が前面に打ち出されているように、地域の実情に応じた広域化の実施に向けて、これまで以上に都道府県がリーダーシップを発揮する必要があると考えられる。

## 全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかと。

- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかと。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかと。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	698	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業経営の認可等の権限移譲				
提案団体	大阪府和歌山県鳥取県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。

**【具体的な改正内容】**  
水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を経営する者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を5万人の規模から拡大する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【現状・支障事例】**  
別紙参照。

**【制度改正の必要性】**  
地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

**【提案が実現した場合の効果】**  
そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

## 根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年16月)時点からの事情変更は認められない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省の見解では、国が水資源の合理的配分を行うため、水道事業の認可権限の移譲は不可とされているが、全国的に人口が減少している現状を勘案するとともに、新水道ビジョンで示される都道府県の広域化の調整機能の強化を図るべく、認可権限の移譲が必要と考える。

本府提案のように、水道用水供給事業者から全量供給を受ける水道事業者等に係る事業(変更)認可については、直接的な水利調整を必要としないため、権限移譲における支障は無いと考える。また、簡易水道事業の統合や、先般の水道法の改正による権限移譲(市域専用水道等に関する権限が都道府県から全市に移っている)の状況も考慮した上で、国と都道府県の役割分担について、見直しを行われたい。

(以下別紙参照)

#### 全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな

いか。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと考えられる。

○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないと思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。

○ 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。

○ 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかと。

○ 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかと。

○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

## 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

(大阪府：別紙)

<提案項目>

水道事業経営の認可等の権限移譲

<求める措置の具体的内容> (全文)

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。地域の実情に応じて、知事認可の対象を拡大するなど、都府県が広域的な事業間調整や連携推進の役割を果たしていくための枠組みを整備する。

【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項の

「水道事業（河川法第三条第一項に規定する河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業であつて、給水人口が5万人を超えるものを除く。）」の除外対象の一部（下線部分）を削除し、直接河川の流水を水源とする水道事業のみを除外対象とする。また、それが困難であれば給水人口を5万人の規模から拡大する。

<具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性> (全文)

【現状】

現状の水道事業経営の認可、変更認可権限は、水道法施行令第14条により、給水人口（5万人以下）等によって大臣又は知事に区分されている。平成25年3月に策定された「新水道ビジョン」では、各市町村がビジョンに沿った事業経営が行えるよう、リーダーシップを発揮した助言等を行うことが都道府県には求められている。府域においては、大阪広域水道企業団が、大阪市を除く42市町村に水道用水を供給しているため、43市町村のうち34市町（人口比98%）の水道事業が大臣認可となっている。

【支障事例】

近年、検討が進められている府域の水道事業統合に関して、府の積極的な関与を望む声も少なくないが、認可権限が限定されている現状においては、府が主導的な立場をとり、広域化を推進することに支障をきたしている。

昨年、大阪市と大阪広域水道企業団の統合協議は不調に終わり、現在は、大阪広域水道企業団と3つの受水市町村（四條畷市、太子町、千早赤阪村）との水道事業の経営統合について議論されているが、水道法第5条の2の広域的水道整備計画の策定等に係る調整等を根拠として、府が事業認可や報告徴収の権限が及ばない他の水道事業者に対し、統合検討を促すのにも限界がある。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直

接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

**【提案が実現した場合の効果】**

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

(意見別紙)

**【第1次勧告からの事情変更】**

第1次勧告以降、全国的に人口が減少している現状を勘案するとともに、新水道ビジョンで示される都道府県の広域化の調整機能の強化を図るべく、認可権限の移譲が必要と考える。また、先般の水道法改正による専用水道の権限移譲の状況も考慮した上で、国と都道府県の役割分担について見直しを行われたい。

**【指導監督の状況等】**

本府では、毎年、府内全45事業体に対し、水道事業計画ヒアリング（別途国庫補助ヒアリングも実施）を行うとともに、保健所を設置する市を除く全ての水道事業体に対して一斉調査・立入検査を本庁と保健所が連携して（通常年1～2回）実施するなど、十分な指導監督体制を有しており、権限移譲で指導水準の低下を招くとは考えていない。府域を網羅して全ての事業体に対し指導監督・調整等を行う面では、府が実施する方が適しており、内容的にも国方針に沿って、国と同様の立入調書を活用して立入等を実施している。また、本府では、府内事業者を対象に広域化に関する勉強会やアセットマネジメント実践研修等も随時実施しているところであり、指導の「量」だけではなく、「質」の面でも問題なく事務を実施できると考えている。

なお、都道府県間の指導水準差の解消に関しては、共通様式の立入調書を用いて国が指導結果の報告を求めるなどの方法を通じて是正が可能と考える。

**【移譲を求める範囲】**

本府では、約8～9割の事業体が知事認可となる給水人口で25～50万人までの引き上げが妥当と考える。しかし、単なる給水人口の拡大では、人口規模の小さい都道府県では、移譲対象の規模が大きくなりすぎることも懸念される。そのため、適度な国との分担が行えるよう、本府が提案している「水道用水供給事業者からの受水のみで運営している水道事業について移譲」を行っていただきたいと考える。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	943	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

### 【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

## 根拠法令等

水道法第6条ほか

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年17月)時点からの事情変更は認められない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより、水利調整と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。

平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するためには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとともに、事業者への立入検査も定期的実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵守状況を確認するなど、きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有できるなどのメリットが見込まれる。

#### 全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかと。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。

○ 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何かと。

○ 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかと。

○ 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないかと。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかと。

○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないかと。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより、水利調整と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える（近年の年間水利権協議数は全国 40～100 件程度〔都道府県当たり換算 1～2 件〕であり、情報提供に負担はない。）。

平成 25 年 3 月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するためには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者（国認可）を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第 1 次勧告（平成 8 年 12 月）を踏まえて定められた現在の国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。H26.9.8 厚生労働省資料では、事業体数ベースで「約 93%以上が都道府県認可で、国認可が極めて限られている」とあるが、給水人口ベースでは国認可事業の占める比率が全国で 86.6%（本県では 87.9%）であり、都道府県認可が極めて限られているのが実態である（第 1 次勧告以降、市町村合併に伴う水道事業の大規模化、平成 28 年度末までに推進することとされている事業統合〔1 市町村 1 水道事業〕により、都道府県認可事業者は減少傾向にある。）。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとともに、事業者への立入検査も定期的実施している（過去 5 年間の立入検査の実施率：国 7.8%、広島県 54.6%）。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵守状況を確認するなど、きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8 厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有できるなどのメリットが見込まれる。

危機管理において、現行では、国認可事業者において日常の維持管理の不備により大規模な水道施設事故が起きた場合、通常時に指導監督を行っていない都道府県が非常時の危機管理対応を求められることになる。安全な水の安定的な供給を確保するためには、平素からの水道事業者に対する指導監督が重要で、事故等の未然防止（指導監督）と事後対応（危機管理）は一体的に都道府県が担うべきである。

※人口減少社会の進行に伴い水需要が減少する中においては、そもそも水道用水量の増加に係る水利調整が必要となる場合は減少しており、地方分権推進委員会第 1 次勧告時点とは情勢が異なる。

# 水道事業規模別の給水人口（上水道及び簡易水道）

(H24末時点)

	上水道事業		簡易水道事業				
	計画給水人口 5万人超（国認可）	全体比 （%）	計画給水人口5万人以 下（都道府県認可）	計画給水人口5千人 以下（都道府県認 証）	全体比 （%）		
給水人口（計）							
全国	124,049,392	107,386,211	86.6%	12,142,367	9.8%	4,520,814	3.6%
広島県	2,690,690	2,364,353	87.9%	241,097	9.0%	85,240	3.2%

## 国・広島県の立入検査の実績（過去5年間分）

	国						広島県					
	全国			広島県内			上水道		簡易水道		検査率 (F+H)/(E+G)	
	対象事業数 (A)	検査事業数 (B)	検査率 (B/A)	対象事業数 (C)	検査事業数 (D)	検査率 (D/C)	対象事業数 (E)	検査事業数 (F)	対象事業数 (G)	検査事業数 (H)		
平成21年度	487	51	10.5%	10	2	20.0%	11	7	90	36		42.6%
平成22年度	484	49	10.1%	10	0	0.0%	11	7	89	47		54.0%
平成23年度	480	11	2.3%	10	0	0.0%	11	10	90	59		68.3%
平成24年度	482	24	5.0%	10	0	0.0%	11	8	88	41		49.5%
平成25年度	481	53	11.0%	10	1	10.0%	11	9	88	49		58.6%
平均			7.8%			6.0%						54.6%

※出典：(国)厚生労働省ホームページ，(広島県)保健所による毎年の監視指導実績報告

※国の事業数は，水道事業と用水供給事業の合計数

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

重点事項通番: 21

管理番号	846	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	環境省				

## 求める措置の具体的内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報に関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。  
なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。

事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。

(参考)

### 1 許可件数(平成22年度)

- (1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件  
(うち県外業者で積替保管施設なし 349件)
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件  
(うち県外業者で積替保管施設なし 93件)

### 2 事務手数料

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項

- 他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処理に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられる。これを踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができる者と認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているもの。
- 要望自治体は、許可申請にかかるコスト削減という観点からのみ、規制緩和要望を挙げているが、仮に御提案の要望内容が実現された場合、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。
- 具体的には、許可取得の対象自治体を絞ったとしても、法における産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分は、許可処分を行う主体に属する権限と地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限とに大別されるため、許可処分を行った自治体のみならず事業者情報が限られる場合、他の自治体は事業者への適切な指導監督を行うことが出来ず、結果として、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。また、当該課題を克服するために、事業者が処理業を行おうとする区域を管轄する自治体にとって必要不可欠となる許可申請時の申請内容や許可取得後の処理業の状況などの事業者の情報を常に把握できるようにするための体制を構築することとなると、当該システムを構築する国及び当該システムを運用する自治体の事務のコストが膨大になり、結局は事務コストの削減にはならないと考えられる。
- さらに、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所の立地自治体は大都市圏に偏っていることが多いと考えられるため、都道府県によって行うべき事務の量に偏りが生じ、地方自治体における産廃行政に歪みが生じることが想定される。
- 以上より、御提案の規制緩和要望の実現は困難である。なお、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集運搬業者についても、過去に不適正処理が行われた事例が認められるため、積替え保管を伴う産業廃棄物収集運搬業の許可手続について、生活環境保全の観点から現行どおりとするのであれば、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集運搬業の許可手続も現行どおりとすべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- 提案は、積替え保管を伴わない収集運搬業に限っており、マニフェスト制度を導入している現状において、収集運搬のみでの不適正処理の可能性は低いと考える。
- 産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化(平成22年政令改正)は、事業者、行政を含めて許可申請に係る相対的なコスト削減という観点から行ったのではないのか。要望の趣旨は二重行政の解消や事業者等の負担軽減を求めるものである。軽減した事務量を、現場の指導監督等に充てることも可能となる。また、欠格要件該当性確認のための警察や市町村への照会等事務の削減も見込まれる。
- 許可処分を行った自治体以外の自治体で営業を行う場合には、当該自治体にも一定の指導権限を認めることで、総体的に事業者に対する指導を強化につながるのではないか。(例えば建設業法第28条の規定)
- 複数の自治体で許可を受けた事業者の場合、他の自治体の行政指導の状況を知ることが困難であり、それらの状況を踏まえた処分や指導ができない現状を改善するため、事業者情報を把握、共有できる体制の構築が必要であり、これにより、行政処分等の手続きの簡素化にもつながる。
- 情報共有には、廃掃法の情報センターである(公財)日本産業廃棄物処理振興センターや産業廃棄物行政情報システムが活用できないか。
- 自治体の事務量の偏りにより、地方自治体における産廃行政に歪みが生じると想定されているが、どの

ような歪みが想定されるのか。

○ 収集運搬業許可の合理化においても、積替え保管施設を伴う場合は都道府県と政令市で申請書類や手数料が重複している。積替え保管の許可の位置づけを見直すなど、抜本的な合理化の推進も必要ではないのか。(補足資料)

## 全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性については、主たる事務所を所管する自治体の許可事務において審査すれば足り、複数の都道府県がそれぞれ審査・許可する必要はないと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 平成22年、中央環境審議会の専門委員会での議論を踏まえ、貴省が示された懸念である事業者に関する情報を各許可権者が共有するための仕組みの構築を行うことにより、収集運搬業許可手続きの合理化を図るべきではないか。今回の貴省の回答内容は、当時の議論より後退したものとなっていないか。
- 産業廃棄物行政情報システムを改修し、申請事業者の基本的事項(申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性)、許可内容、行政指導・処分の内容等を自治体間で共有できるようにすれば、主たる事務所を所管する都道府県のみでの許可で足りるとしても、現在の廃棄物処理法と同水準の指導監督レベルを保てると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 一次意見で既に示したとおり、廃棄物処理法上、他者の産業廃棄物の処理を業として行おうとする者に産業廃棄物処理業の許可を必要としているのは、①産業廃棄物は、自由な処理に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられるためである。実際、マニフェスト制度導入後にも、産業廃棄物収集運搬業者による不適正処理事例があり、収集運搬であれば不適正処理の可能性は低いとは言えない。

○ 平成22年に産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化に係る廃棄物処理法の改正を検討した際の中央環境審議会等における議論においても、事務コスト削減だけではなく、むしろ不適正処理に対する都道府県等による指導監督が担保されるか否かも重要とされている。不適正処理に対する都道府県等による監督体制の徹底という観点からは、不適正処理事案が発生した際に許可権限を背景として許可の取消しも含めた十分な取締りを行うことができるよう、許可主体と取締り主体は同一とすることが適当。

○ また、ご質問の産廃行政の歪みに関しては、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所の立地自治体は大都市圏に偏っていることが多いと考えられるため、大都市圏の一部の自治体に許可に係る事務負担が集中するとともに、許可の取消し等の処分の検討に当たっては、他の自治体の区域内における不適正事案についても考慮することが求められることになると考えられる。しかしながら、他の自治体の区域内における不適正処理事案を理由として許可取消し等の処分を行うことは、自区域内の不適正処理事案の場合と比べ、実務上は必ずしも容易ではないと考えられる。この結果、かえって都道府県等による許可業者に対する指導監督の徹底が困難になると考えられ、結果として今までの事業者等に対する取締り強化の流れと逆行することになるおそれがある。

○ このため、御提案の規制緩和は困難である。また、補足資料により御提案いただいた収集運搬業許可

の抜本的な合理化については、許可を細分化することによりかえって制度全体が複雑化し、各自治体や事業者の事務負担が増すことになるのではないかと考えられる。

○ 一方、ご提案の趣旨にあるとおり、事務負担等の軽減を図ることは重要であり、そのために必要な措置については当省としても積極的に検討してまいり所存。このため、ご提案の趣旨を踏まえ、自治体間の審査事項に係る情報の重複を避けるために、欠格要件の該当性等の情報を各自治体間で共有し、行政処分等の手続きの一層の簡素化につながるよう、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改善について、今後検討を進めて参りたい。こうした取組により、関係自治体間で情報の共有を図り、各自治体における許可事務等も容易にし、その負担軽減を進めてまいりたい。

## 産業廃棄物収集運搬許可制度について

### ○現在の許可制度

- ・産業廃棄物収集運搬の許可において、積替え保管施設についても一体として許可を行っている。

### ○新たな許可制度

産業廃棄物収集運搬の許可について、許可を細分化することにより、自治体間の審査事項の重複を避けるとともに、各自治体において必要な許可条件等を付することとする。

#### ・産業廃棄物収集運搬業の許可（主たる許可）

主たる事務所を所管する自治体において、産業廃棄物収集運搬業の許可を行う。

この許可において、収集運搬の許可要件である環境省令で定める基準に適合することのうち申請者の能力に関する基準（法 14 条 5 項 1 号、規則 10 条 2 号）及び欠格要件該当性（法 14 条 5 項 2 号）について審査することで、他の自治体での審査を省略する。

なお、許可事項として、新たに事業区域（都道府県、政令市単位）を追加し、事業区域となった自治体については、当該事業者に対する指導監督の権限を持つものとする。

#### ・積替え保管施設の許可（従たる許可）

許可を受けた事業区域において積替え保管施設を設置して事業を行う場合には、積替え保管施設を設置する自治体が、積替え保管施設の設置許可を行うものとする。（収集運搬車両等の許可も含む。）

この際、申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性については、主たる事務所を所管する自治体の許可事務において審査済みであることから、当該許可を受けていることを前提として審査を省略し、施設に係る基準についてのみ審査することとする。

なお、許可は、主たる事務所を所管する自治体の許可の範囲内（事業範囲、許可品目、許可期限等）において行い、許可以降でなければ、当該自治体内での営業はできないものとする。

これにより、申請書類作成の簡略化、審査事務の軽減が図られるとともに、各自治体において個別の許可条件を付すことも可能である。

#### ・収集運搬車両等の許可〔積替え保管施設を設置しない場合〕（従たる許可）

許可を受けた事業区域において積替え保管施設を設置しないで事業を行う場合には、事業区域内で主に使用する収集運搬車両等について、事業区域の自治体ごとに許可を行うものとする。

なお、許可は、主たる事務所を所管する自治体の許可の範囲内（事業範囲、許可品目、許可期限等）において行い、許可以降でなければ、当該自治体内での営業はできないものとする。

## ○許可事業者に対する指導権限について

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可を行った自治体は、第一義的に許可事業者に対する指導権限を有するが、事業区域となった自治体についても指導権限を有することとする。
- ・積替え保管施設、収集運搬車両等の許可事項については、許可を行った自治体が第一義的に指導権限を有する。  
このため、積替え保管施設の指導、立入検査等は各自治体が行うこととする。

## ○情報共有システムについて

現在、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが廃棄物処理法第13条の2の規定の基づく情報処理センターに指定されており、電子マネーフレストに関する情報センターとなっているが、この制度を活用して、センターに収集運搬業者のデータを管理登録するシステムができるのではないか。

あるいは、現在「産業廃棄物行政情報システム」において、産業廃棄物収集運搬業の許可の際に登録番号取得のため、事業者名および住所等を登録しているが、これを拡大利用することも考えられる。

共有すべき情報は、システムへの負荷を軽減するため、申請事業者の基本的事項（申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性）、許可内容、行政指導・処分の内容等の必要最低限のものとする。

## 新たな許可制度の概要

許可制度	審査・許可事項	欠格要件該当性	環境省令で定める基準に適合 (法14条5項)				備考
			施設に係る基準 (1号)		申請者の能力に係る基準 (2号)		
			運搬施設について	積替施設について	知識・技能について	経理的基礎について	
現在	収集運搬を行う都道府県（積替施設あり）	○	○	○	○	○	都道府県ごとに許可  政令市内で積替保管の場合は、別途政令市の許可も必要
	収集運搬を行う都道府県（積替施設なし）	○	○		○	○	
新たな制度	主たる事務所を所管する都道府県	○	○	○	○	○	主たる事務所を所管する都道府県のみ
	事業区域の都道府県（積替施設あり）		○	○			政令市で積替保管の場合は市の許可も必要 施設の許可以降でなければ事業区域で営業できない。
	事業区域の都道府県（積替施設なし）		○				